令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県ライトハウス		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監 査 実 施 日	令和6年8月30日		
実地・書面の別	実地		
監 査 担 当 課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

総評

・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告			
1	その他の積立金の計上は、理事会の議決に	本来使用計画に基づき積立額			
	基づき行われるものであり、また、使用計画	を積み立てるところ、令和2年			
	に基づき積立額を積み立てるものとされてい	度第2回理事会以降、必ずしも			
	るところ、社会福祉法人鳥取県ライトハウス	計画に基づく積立が行われてい			
	点字図書館施設整備等積立金積立額につい	なかった。			
	て、令和2年度第2回理事会において理事会	ついては、理事会において改			
	の承認を受けた積立計画と乖離する額の積立	めて積立計画を示し、承認を受			
	が行われていた。	けたうえで積立資産の積立を行			
	ついては、計画に基づく積立を行うととも	う。また、積立額や目的に変更の			
	に、積立額に変更の必要が生じた場合は、改	必要が生じた場合等、改めて計			
	めて計画の見直しについて理事会の議決を得	画の見直しについて理事会の議			
	ること。	決を得ることとする。			
	(会計省令第6条第3項)				
	(経理規程第38号に定める資金の積立に関す				
	る細則第1条)				
2	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予	指摘内容について、本来補正			
	算準拠主義が求められるところ、積立資産支	予算を調製し理事会の承認を受			
	出の決算額(4,605,806円)が予算額	けるべきところ、決算報告での			
	(2,592,000円) を大幅に超過していた。	承認により済ませてしまった。			
	ついては、もれなく予算管理を適切に行	今後は前項の指摘に基づき予			
	い、予算変更の必要がある場合には補正予算	算変更の必要が生じた場合、積			
	を調製し、理事会の承認を受けること。	立計画の見直しについて理事会			
	(留意事項2 (2))	の議決を得るとともに、補正予			
		算を調製し理事会の承認を得る			
		こととする。			
3	小口現金は会計責任者又は出納職員(以下	鳥取県視覚障がい者東部支援			
	「会計職員」という。)が扱うべきところ、法	センター及び同中部支援センタ			
	人のサテライト事務所である鳥取県視覚障が	一職員のうち1名を理事長が出			
	い者中部支援センター及び同東部支援センタ	納職員に任命することとする。			
	ーにおいて、会計職員ではない職員が小口現				
	金を管理していた。				
	ついては、職員に現金を管理させる場合は、				
	会計職員に任命すること。これが困難である				
	場合は、サテライト事務所に係る支払いは本				

	部に請求書を送付して後払いにする等、現金	
	を扱わない工夫を検討されたい。	
	(留意事項1(2))	
	(経理規程第8条、第28条、第30条)	
4	会計責任者及び出納職員は理事長が任命す	任命が書類上確認できない者
	ることとされているところ、任命が書類上確	については、改めて理事長が会
	認できない者があった。	計責任者及び出納職員に任命
	ついては、経理規程に基づく当該任命につ	し、書類上確認できるよう措置
	いては、任命責任や職員の立場を明確にする	を行う。
	ためにも書面等の記録の残る形で行うこと。	
	(経理規程第8条第3項)	